

政策提言に向けた研修会を実施しました (総務財務委員会)

本市議会では、常任委員会ごとに政策提言のための調査研究をすすめています。

総務財務委員会では、「町内会や自治会をはじめとした地域コミュニティの活性化について」をテーマとして調査研究を進めていますが、この度、総務省の研究会等の委員を歴任された地域活性化・まちづくりコンサルタントの水津 陽子氏を迎え、議員研修会を行いました。

研修会では、「昨今の町内会・自治会における悩みは、全国的な課題である。曲がり角というより崖っぷちの状態といってもよい。町内会・自治会とは、そもそも加入によってメリットがあるという認識自体が間違っており、共助のコミュニティづくりを進めていくなかで、魅力的かつ楽しさを感じる活動であることが重要である」と述べられました。

また、全国の成功した事例、面白い事例などの紹介がありました。中学生が、町内会運営の役員に立候補し、若い世代にリーダーになってもらい意見を取り込んだ事例、ゴミ拾いやパトロールを義務活動からエコ活動への動機づけの変化の事例も紹介されました。

Z世代の地域に対する認識にも言及され、今後政策提言を進めていく中で、意義のある研修会となりました。



研修会の様子

「三原市議会の議員の長期欠席等に係る 議員報酬等の特例に関する条例」を制定しました

地方自治法第203条において、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないと規定されています。一方で、病気等により、議会の会議等を長期間欠席することを想定した規定は存在しません。

このような中、令和元年の参議院議員選挙における公職選挙法違反事件のように議員が逮捕・拘束され議員活動ができなかった場合や、病気のため会議を長期欠席した状況においても、議員報酬や期末手当が満額支払われるという事例が全国的に問題視されました。

本市議会では、該当するような事案が発生した場合を想定し、対応できる仕組みを構築しておく必要があると考え、議会内で協議・検討を重ね、議員発議により制定しました。

《条例のポイント》

議員報酬及び期末手当の減額

- ・議員が90日を超えて長期欠席した場合、欠席期間に応じて議員報酬を減額する。

欠席期間	減額割合
90日を超え180日以下のとき	100分の20
180日を超え365日以下のとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の100

- ・期末手当の額についても、報酬の減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

その他、除外規定、逮捕・勾留された場合の議員報酬の支給停止など、規定しています。